九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

地方自治体における公文書管理の理念と施策 : 産官 学連携によって開催された, あるワークショップの 紹介

岡崎, 敦 九州大学附属図書館研究開発室:室員

https://doi.org/10.15017/2327995

出版情報:九州大学附属図書館研究開発室年報. 2018/2019, pp.1-7, 2019-07. 九州大学附属図書館

権利関係: Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International



地方自治体における公文書管理の理念と施策

一産官学連携によって開催された、あるワークショップの紹介ー

岡崎 敦†

<抄録>

地方自治体における公文書管理をテーマに、産官学連携のもと開催したイベントについて、企画の経緯と趣旨、基調講演の要旨、ワークショップの紹介、最後に、参加者のアンケートの分析結果をまとめたもの。公文書管理について、現場の職員、文書管理専門機関の双方において、あらたな発想による積極的な対応が求められている。一方では、組織のミッションの再検討と連動した職務や組織の見直しをはじめとする適性で合理的な組織運営の確保、他方では、情報公開にもとづく住民参加の行政や、ローカルな資料、情報資源のグローバルな価値付けや利活用などの課題がつきつけられている。民主主義社会の基礎細胞の一つを構成する地方自治体という場においても、公文書管理は、多様なアクターの参加を得ながら、適正かつ現実的な実践を展開することが求められているが、そこでは、「総合職的な」情報管理専門職、専門機関が重要な役割を果たすべきであり、組織と市民社会の信頼を勝ち取る必要がある。

<キーワード> 地方自治体,公文書管理,法令遵守,説明責任,文化遺産政策,行政への市民参加,産官学連携,公共性

Public Records and Archives Management Policies and Requirements in the Japanese Local Governments: A Workshop co-organized under the collaboration of Private Enterprise - Public Archives - Academia sectors

OKAZAKI Atsushi

はじめに

大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻では、学府の主催、ワンビシアーカイブズの共催、福岡県の後援により、2018年11月18日に、福岡共同公文書館に於いて、「公文書管理法時代における地方自治体のとるべき施策 自治体向けワークショップ」と題するイベントを開催した。この催しについては、すでに『ライブラリーサイエンス専攻年報』においても簡単な報告がなされているが「、本稿では、この企画を立案した責任者の一人として、あらためてこの催しについて論じ直してみたい。具体的には、当日行った基調講演の内容をあらたに論説としてまとめなおすとともに、この企画と準備の経緯、当日参加者から寄せられた意見等についても紹介したい。

1. 企画と準備の経緯

大学院統合新領域学府は,専門が極度に細分化され,

自己目的的に学界内部で発展する学問の世界の現状に 鑑み、現代の科学や社会が問いかける複合的な課題の 究明に学際的に取り組みながら、その成果を社会に還 元するとともに、社会のさまざまな場において活躍す る, 高度な専門人材を組織的に養成することを目的と して設立された、学際的な独立大学院である. ライブ ラリーサイエンス専攻は、ICT 環境の只中に置かれる 現代情報社会の急速な進展に対応するため、ユーザー の視点にたった情報の管理と提供を確保し、 あらたな 知の創造と継承を支える新たな場(「ライブラリー」) に求められる高度専門職の育成を目指して,2011年に 修士課程,2013年博士後期課程が設置された.カリキ ュラムは,人類が生み出した知識情報と,契約を始め とする法行為や業務管理を支える文書記録情報の、コ ンテンツの性格についての区別を念頭に置きながらも, 情報管理の理念や運用については、新しい情報技術を ベースとして統合される方向をみすえた設計がなされ

[†] おかざき あつし 九州大学附属図書館研究開発室室員 九州大学大学院人文科学研究院, 九州大学大学院統合新領域学府ライブラリー サイエンス専攻教授 (〒819-0395 福岡市西区元岡 744) E-mail: okazaki@lit,kyushu-u.ac.jp

ている. 今回の企画は、文書記録管理に重点が置かれた企画としては、2012年の「レコードマネジメントが組織と社会を変える」シンポジウム²、2016年の「資料と公共性」シンポジウム³、2017年の「情報管理専門職をめぐる民間企業と大学・学界」シンポジウム⁴に続く企画である.

周知のように、2011年施行の公文書管理法は、行政 実務の現場も対象に取り込んで制定されたものとして, 文字通り画期的な性格を持つ. 従来, 歴史学者のため の古文書(「コモンジョ」)保存,整理とみなされがち であった文書記録管理の領域が、一般の行政業務のな かに否応なく適用されることなったことから, 行政の 現場は、法制度の整備から運用面に至るまで、多くの 難しい課題をあらたにかかえるに至った. なかでも, 地方自治体については、国家レヴェルにおいては、ま がりなりにも整備された法制と専門組織(国立公文書 館) 自体が未整備であったところが多かったため、当 初は、条例制定と文書館建設が焦眉の課題とみなされ た 5. 他方, 国レヴェルの文書記録管理自体, 多くの 問題を抱えていることは、中央省庁が関係した不祥事 が絶えないことからも明らかである. 本来, 文書記録 管理は、規則や保存庫を準備するだけではなく、絶え 間ない運用コントロールの維持が必死であり、だから が故に, 現場の担当者の兼業では対応不可能な専門的 業務担当、つまり専門職の配置が必要であると、少な くともグローバル・スタンダードでは認識されている のである. このような状況のもと, 文書記録管理専門 職自体が制度的に未整備で、また人材養成も進んでい ない現在の日本において, 地方自治体が置かれている 状況は、とりわけ危惧されるところである6.

今回の企画は、文書記録管理のコンサルティングを 業務とする民間企業であるワンビシアーカイブズの共 催を得るとともに、県単位で、複数の地方自治体の文 書記録管理業務を包括的に担当するシステムを運用し ている福岡共同公文書館の全面的な協力のもとに開催 された. このような複合的な課題解決のためには、研 究・教育の場としての大学に加えて、具体的な仕事の ノウハウを蓄積している専門的民間企業、そして実際 に仕事が遂行される現場(業務の現場と文書管理組織) など、社会のさまざまな場が有意義な協力関係を築く 産官学連携が必要不可欠である. 大学院統合新領域学 府やライブラリーサイエンス専攻は、まさに大学の社 会貢献の理念の実現のために設置されたものであった. 対象は、地方自治体の業務の現場を担当する自治体職 員で、現場が抱える課題の認識や共有を進め、業務の 現場と文書館の連携を促進することが企図されたもの である.

今回の企画は、ライブラリーサイエンス専攻、ワン

ビシアーカイブズ, そして福岡共同公文書館3者によ る意見交換と、共同作業による企画書の作成を経なが ら準備された 7. 福岡共同公文書館は、福岡県、およ び政令市を除く県内全市町村が共同して設置、運営す る公文書館であり、2012年に開館した. 福岡県自治振 興組合による運営で、財政基盤も良好であり、なによ り人口、財政規模等が小さな自治体が独自に取り組む には負担が大きいとも考えられる事業に県単位で取り 組む福岡方式は全国の注目を集めている. 他方、福岡 県では、厳密な意味での公文書管理条例が制定されて おらず、規程レヴェルの運用が重視されるなど、条例 と箱物整備をもって事たれりとするような建前論とは 一線を画しているように見える. 今回の企画は、この ような福岡県の現状を前提とし、各市町村の業務の現 場、および共同公文書館の双方が抱える課題の析出と 問題の共有, さらには今後へ向けての連携の促進を目 指して、ワークショップという形式を採用することと した. 公文書管理法制定後の現在, 地方自治体が直面 している課題を現場からすくい上げるとともに、経験 や課題解決の努力を共有しながら、共同公文書館、大 学,民間企業には、それぞれどのような対応や取り組 みが求められているのかを、相互に議論し合おうとい う試みである. 具体的には、地方自治体における公文 書管理に関する現状整理からなる基調講演に続いて,4 つのテーマに別れてのグループ討議および報告を設定 した. ワークショップ終了後には, 福岡共同公文書館 のご厚意により, 共同公文書館のバックヤード見学会 が実施された. 以下, まず基調講演の内容を紹介し, 最後に、当日の参加者の反応や今後の課題について、 まとめることとする.

2 公文書管理の現在と地方自治体の課題8

公文書管理法のもっとも重要な論点は,以下の3点 であろう. 第一は、文書にもとづく行政実務の徹底で あり, 文書管理を業務プロセスのなかに適正に埋め込 むことが求められる. 文書管理が恒常的に適正に行わ れていることは、管理簿の作成と定期的な報告義務に よってチェックされる. 第二は、対外的な説明責任で あり、それは証拠にもとづいて果たされねばならない. 公文書管理法は、情報公開法制と両輪といわれるよう に, 市民への情報公開が, 行政によるサービスではな く義務であること(市民にとっては、恩寵ではなく権 利であること)を強く認識せねばならない. 最後は, 情報化, 国際化 (標準化) の急速な発展の結果, 現場 における記録管理と、永久保存のための文書館でのア ーカイブズ管理は,技術的にも,また法制度的にも「統 合」されるということである. いまだ完成途上とはい え,業務管理が電子環境ですべて完結する時代が目の 前にきており、そこでは、業務の現場と文書館との関係、現用から非現用への文書概念の変化などは、根本的に再考されねばならない.

具体的には、なにが問題なのだろうか. 公文書管理 法の目的の一つは、将来世代に対する説明責任である とともに、業務の効率化、民主主義社会における組織 内での適正な業務の遂行,組織の「防衛」(リスク管理) にあることを,業務の現場は積極的に評価し,かつ対 応する姿勢が重要である. たとえば、管理すべき業務 記録として, 最終的な決済文書だけではなく, 政策や 意思決定の「過程」の適正さを証する資料の保存が求 められている. 行政の適正な遂行, つまり恣意の排除 と厳格なチェックを確保するためには、行為の結果と ともに, 政策決定のプロセスを監督し, これに関係す る資料を業務の証拠として管理する重要性をあらため て認識する必要がある、他方、しばしば解決が困難な 問題として挙げられる資料の選別, 廃棄についても, 根本的な認識の変化が必要である. 資料の保存期間が 切れる段階で,一点一点「歴史的価値」を,誰であれ 経験的に評価して、廃棄あるいは永久保存を決めるや り方は、恣意的、かつ電子環境においては実施不可能 な反社会的行動として批判されねばならない. 繰り返 すが、資料の処理について説明責任を果たすというこ とは、業務の証拠としての文書記録という認識を徹底 し, 恣意を排除して, 責任を明確化することである. つまり, 資料の選別廃棄という行政行為においては, 原則を「はじめから」決めておき、規則にもとづいて 処理するべきであり、これこそが、法令遵守、説明責 任が果たされる適正な業務なのである.

他方で、一部の情報学者が主張するような「すべて の資料の永久保存」は、文書記録管理には不適合であ る. 純粋な意味での個人メモと、「組織で共有された記 録」の区別は、証拠能力という点で決定的な違いがあ り、このような業務の類型やレヴェルの違いをコント ロールすることこそが、適正な文書記録管理であると 考えねばならない. 逆にいえば、「組織にとって管理す べき資料、情報」とはなんなのかについての根本的な 省察と合意形成、決定が、「事前に」かつ「組織的に」 行われていることが求められる. ここで重要なのは, 神様しか決められないような「歴史的価値」ではなく、 組織および市民社会にとって「真に重要な」資料とは なにかという発想であり9,その基準は、その時々の 政策的判断によって異なりうるとしても、その判断の 根拠や運用は、法にもとづく説明責任を果たせるやり 方で(証拠にもとづいて)確保されねばならない.

最後に、公行政であろうが、民間企業であろうが、 資料管理、業務管理のもっとも重要な目標とは、組織 と社会の防衛にあることを再認識する必要がある.こ の点は、二重の意味での「リスク管理」として、一方では、自然災害や人的災害(意図的あるいは無責任)、他方では、機密や個人情報の保護として再定義されることが求められている。この点は、日本の「組織文化」としてしばしば指摘される「責任の不明確さ」、「暗黙知による業務展開」、「特定業務の属人化」などと鋭く対立する可能性があり、ことは単なる「資料整理」のレヴェルをはるかに超える射程をもっている。つまり、責任の所在と手続きを組織的に明確化して、証拠を遺す組織文化へ変貌する必要がある。とりわけ、バブル破綻以後の正規雇用システムの動揺は、適正な業務の基盤自体の再検討を要求しており、個人の努力と対人的継承に依存することからの脱却が不可避である。

しかしながら、とりわけ公行政においていま特に重要なのは、公文書を市民社会における重要な情報資源として利活用する工夫が行政と市民社会の双方に求められていることである。そして、それを支える重要なインフラの一つが(他の情報管理機関とともに)文書記録管理専門機関なのであるが、この点を理解するためには、より大きな社会的変化をいくつか想起する必要があろう。

第一には、民主主義社会のさらなる変容であり、国家が国民の幸福や安寧のすべてを取り仕切っていた時代に変わって、公と民あるいは私が、あらたなかたちで「公共的な」関係を築きなおす必要である。我が国では、近年、民間企業、さらにはヴォランティアやNGOに対して、従来であれば、国家や自治体などの公的部門が独占的に責任を担ってきた業務を委託、あるいは連携する動きが進んでいるが、図書館を始めとする情報管理機関の業務外部委託(指定管理者制度)についても、新たな官民関係の創出という意味で積極的に考えるような発想が必要である。地方自治体にとって、市民の行政参加と呼ばれる動きがむしろ重要で、行政側も、むしろ積極的に情報公開を進めることで、行政を外部へ開きながら、組織や業務を簡素化することが、単に効率化のみならず、民主主義の進化にもつながる。

第二は、情報化の進展は、単にコミュニケーションが「便利」になるなどの技術的な発展だけではなく、社会と情報環境の根本的な変容をもたらしているということである。すでに述べたリスク管理の新たな諸相とは別に、ここではむしろ積極的に関わっていくべき問題について述べよう。国際化の急速な発展は、社会の合意形成の範囲を著しく曖昧なものとしている。いまや観光や町おこしの材料と化した「世界遺産」の認定は、現場に住む「当事者住民」は会ったことも見たこともない、国際的エリート専門家が、「人類共通の価値」を根拠に行っている。いま、たとえ地方の公文書であっても、世界の誰がなんのために閲覧を要求する

か,事前にはわからない時代を迎えている.というより,きわめてローカルな世界,価値が,「人類」や「地球」規模で突然注目され,以前は考えられなかったような新たな価値を与えられることが,情報化,国際化という時代の特徴なのである.過疎化に悩む温泉宿が,インターネットを活用した広報活動の結果,一躍外国人旅行者が殺到する人気観光スポットに変化するなどの事態が生じているのである.

この問題は、特に地方自治体にとって、特別で喫緊 の問題を提起しているように思われる. いうまでもな く、高度成長と中央集権化のもと、たえず増加する富 を全国の津々浦々にばらまいていた時代が終わり、過 疎化や産業構造の空洞化などの理由で, 地方が劣化し ているといわれて久しい.人口減少や財政難を抱えて, 地方自治を担う公務員定員の削減も深刻さを増すなか、 従来と同レヴェルの住民サービスの提供もままならず, いわば否応なく、行政のスリム化を選択せざるを得な い自治体も多い. 他方で、全国の自治体がかかえる課 題は、地方ごとにさまざまで、全国同じ処方箋が一律 に通用するわけではないため、現場に根ざした問題へ の対応、活動を立案、施策し、それらを理論的に正当 化することが求められている.このような状況のもと、 住民ニーズによりよく対応するためにも、住民の行政 参加を進め、ともに連携する仕組みづくりが不可欠と なる. そして、その前提となるのが、行政文書の情報 公開なのである. この際, 住民参加による地方行政の 運営を活性化するための地域の情報資源の整備と利活 用の試みは、狭い意味での共同体のメンバー、国民、 市町村民には限定されないことを認識する必要がある. 地域の活性化への関与は、理論的には世界のすべての 人間に開かれており、狭い日本では例外でも、世界レ ヴェルでは同様な問題の共有、解決が可能かもしれな いのである. 文書記録管理専門職のもっとも重要な「資 質」の一つに必ず挙げられるのが、多様な利害、考え を持つ人間、組織の間のコーディネート能力、コミュ ニケーション能力であるといわれるが,この能力の重 要性はますます高まっているといえよう.

最後に、適正な業務管理を、政策のレヴェルから現場での実装までを立案し、日々その適正な運用を監視するとともに、情報公開、すなわち一方では、機密を管理して組織を防衛するとともに、個人情報を保護して、市民の権利を守りながら、グローバルなレヴェルで資料の新たな利活用を進めるような業務は、現場の職員の兼職では不可能であり、専門の部署、専門職を配置すべきであるという点である。とりわけ重要なのは、文書記録にもとづく実務処理の原則、文書記録管理政策の立案や監査、さらには資料、情報資源の戦略的利活用の前提となる「文化政策」の構想、実施は、

「総合職」、「管理職」的な業務であり、本来組織のト ップに直属してはじめて機能すると考えられる. この 点は特に,情報化,国際化の進展がますます要求して いることでもある. 文書記録管理は、本来、業務の適 正さを内部統制, および外部との関係において保証す る仕事であるが(だからがゆえに、広範な権限を保証 された独立性の高い組織として位置づけられている必 要がある), 社会の複雑化が進行すると, 業務自体が従 来の定型化されたルーティンでは対応できなくなる. 近年,組織のミッション自体の再検討と連動して,組 織や業務のあり方自体が短期的に統廃合、さらには新 設されることが頻繁に生じている. 文書記録管理の世 界においても、従来のような固定的な職場や職務を前 提としていたフォンドから,流動する業務プロセスを 直接掌握するシリーズへの関心への移行が進んでいる が、このような動きは、最終的には、資料ではなく、 その前提となる業務自体のコントロールを不可避とし, 文書記録管理はますます職務管理自体と一体化するで あろう. 一言で言うなら, 文書記録管理専門職や専門 部署は、組織運営全体の管理という総合的視野のもと でしか仕事が成り立たなくなるのである.他方,従来, 日本において専門職として想像されがちであった,特 定のシステムやソフトの情報技術の運用管理や、極度 に専門的な内容の深い理解などは、このような「管理 職的」情報管理専門職の責任のもとで、個々限定され た領域と権限の範囲で仕事をする,「個別のマニア的 な」業務担当者や外部の専門家,専門業者の仕事とと して位置づけられること、組織全体との関係では、こ のような特殊な仕事は、外部とその都度連携すること で対応可能かもしれないことである. 特に, 資料コン テンツの深い理解は、本来ユーザーに求められる資質 であり、情報管理専門職が、自身が管理するすべての 資料コンテンツに、すべてのユーザー以上に深い理解 を持つことは現実的にはありえない事態であろう. ア ーキビストやレコード・マネージャーは、資料の真正 性, 信頼性, 完全性, そしてアクセスを保証すること が本来のミッションであるということの意味をあらた めて噛みしめねばならない. その上で、組織運営とい う観点から、組織の内側に確保すべき総合的な情報管 理専門職と,外部への委託,あるいは連携可能な個別 業務の違いを認識する必要がある. 繰り返すが、今こ そ「総合職」的な「文書管理専門職」キャリアの認知 を進めていく必要があり、地方自治体の場合、その役 割を、公文書館、あるいは文書記録や情報管理(情報 公開やリスク管理なども同時に所管) 部門が, 積極的 に担うことが、業務の現場と市民社会の双方の信頼を 勝ち得ることにつながるのではないだろうか.

3 ワークショップとイベントの総括

今回の企画に対して、九州各地から、総計33団体、48名の参加があった。内訳は、福岡県から24名、熊本県9名、佐賀県8名、長崎県、6名、沖縄県1名である。基調講演に続いて、4つのテーマに別れてグループ討議が行われた。4つのグループ・テーマとは、①公文書館と自治体との連携(コーディネーター:岡崎敦)、②市民への公開と利用(清原和之)、③行政内部での保存と利活用(折田悦郎)、④現用文書の適切な管理(青木祐一)である。九州大学とワンビシアーカイブズから4名の専門家がコーディネーターとして仲介し、最後に、グループごとに討議の模様を報告いただいた10。グループ編成は、基本的に参加者の希望によったが、結果的に、①公文書館との連携が少なく、④現用文書管理に多数の参加希望が寄せられたとはいえ、運営には差し支えない程度の偏りであった。

当日の各グループ報告および終了後に回収したアンケート結果によると、イベントの全般的評価については、基調講演、ワークショップとも、5 段階評価の上位2段階(「大変満足」、「やや満足」)が大半で(下位2段階の回答はなし)、特に「ふつう」評価数(基調講演10、ワークショップ3)からは、グループ討議が積極的に評価されたことが窺える。個別意見では、積極的評価として「他の市町村との情報共有」、「公文書管理の意義、方向、課題の認識」などがあがる一方で、「時間の不足」を指摘する声が多く寄せられた。

現在抱える課題については、「文書の保存スペース」、「電子文書管理」、「職員の意識の低さ」、「文書管理政策、体制の不在」、「永久保存文書への対応」等が多く指摘された。今後取り上げてほしいテーマについては、「情報公開、個人情報保護」、「歴史的文書(文書館への移管)」、「専門職人材養成」、「電子文書」などの声が寄せられたが、特にベストプラクシスの提示を求める声が多かった。

終了後,主催関係3者による反省会では,以下の諸 点が指摘された.このようなイベントははじめての試 みであり,現場の職員からは総じて大変好意的な反応 を受けた.とりわけ,他の市町村との情報交換や認識 の共有の機会として積極的な評価を得た.他方で,先 進的な実践事例の提示を望む声が多数寄せられ,具体 的な課題解決への意欲が感じられる.今後も同様の取 り組みを実施することが求められているが,この際, さまざまな具体的なテーマを提案するとともに,対象 を,組織の階層や職種ごとに行う可能性もある.現場 の具体的な業務に即した技術論から,組織全体の文書 記録管理政策立案まで,多様で複合的な側面を多々有 する問題だけに,組織の職務構造に即した参加者の設 定もありうるであろう.最後に,ワークショップのテ ーマ希望について、公文書館と現場との連携問題への 反応がもっとも弱かったことが問題となった. 福岡共 同公文書館では、各市町からの資料の移管が必ずしも 順調に進んでいない実態からも、公文書管理行政にお ける公文書館、文書記録管理専門機関のミッションを 明示するとともに、現場における業務遂行補助の認知 をさらに進めていく必要がある.

おわりに

世界の文書記録管理の世界における近年の重要トピ ックはといえば、特に情報化、国際化(標準化)環境 における適切な(法令遵守,説明責任)文書記録管理 の再定義(技術的, 法制度的, 理念的), および資料, 情報資源の利活用の推進、特に文化遺産政策の適切な 制度設計と運用、「発展」への貢献が指摘されよう. こ のような動きは、「オープン」や「公共(的)」という 形容詞を冠する諸学問を始めとするさまざまな動向と 連動しており、理論面でも、実証面でも日々更新され 続けている11.しかしながら、「実践」という面から見 ると、住民の日々の暮らしともっとも密接な関係を有 する在地, 地域の行政資料や記憶の管理こそ, 誰に対 しても常に開かれている「公共空間」における適正な 合意形成という意味で、もっとも重要な試金石の一つ であるともいえる. 地方自治体公文書管理という, 一 見地味で、出口の見えない困難な状況にあるようにみ える世界こそ、民主主義の基盤として形成された近代 的な文書記録管理制度の基盤であるともいえる.業務, 組織運用の合理化と、住民参加による地方自治の活性 化の鍵をにぎるものとして、単なる資料整理を越え、 行政組織と住民が一体となって取り組むことが重要で あり、そのような動きを促進する役割が情報管理専門 機関,専門職には期待されているのである.

そして、そのためにこそ、誰のための、なにを目的とする、誰による文書記録管理なのかについて、民主的な討議が必要不可欠である。繰り返すが、業務の現場には、恣意を排除し、責任をもった業務運営を確保しながら、情報公開によって外部と積極的な信頼関係を構築することで、新しい地方自治のイニシアティヴを発揮することが求められている。そして、それを支える情報管理専門組織、専門職の重要な装置として、文書館、アーキビストを認知する必要がある。それは、一方で、組織と市民社会の権利の防衛を目標に掲げながら、他方では、地域の過去と未来を文書記録という証拠をベースとした議論を活性化することで、地域社会活性化に資するために存在するのである。

注

¹ 『九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻年報』, 2018/2019, p. 19-22. ワンビシアーカイブズサイトにおける報告記事

https://www.wanbishi.co.jp/blog/municipal-workshop-report.html

² 報告書は、以下のサイトからダウンロード可能である。『レコードマネジメント・シンポジウム レコードマネジメントが組織と社会を変える』報告書http://hdl. handle. net/2324/21684

このイベントの模様は、当日撮影された動画でも視聴可能である.

³ 『九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻年報』, 2016/2017, p. 13-18.

http://hdl.handle.net/2324/1801085

⁴ 『九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻年報』, 2017/2018, p. 3-12.

http://hdl. handle. net/2324/1912817

5 総務省が定期的に行っている調査は、もっぱらこの2点を対象としている。また、以下の文献も参照。朝倉亮「地方公共団体における公文書管理条例制定の動向」『アーカイブズ』44、2011、p. 45-47;白井哲哉「日本の地方自治体における公文書管理制度の整備と公文書館の設置へ向けた取り組み」『アーカイブズ』48、2012、p. 37-39;本村慈「地方自治体における公文書の管理に関する最近の取り組み」『アーカイブズ』49、2013、p. 47-50;大田富康「公文書管理条例と自治体アーカイブズ機関 一条例等にみる地域資料へのスタンス一」『記録と史料』24、2014、p. 13-29;渡邊健「日本の地方公共団体における公文書管理条例の制定要因」『Records & Information Management Journal』30、2016、p. 21-37

⁶ 自治体公文書管理の実態については、現場報告をは じめとして相当数にのぼるが、2013 年に実施され、翌 年報告書が刊行された東京市町村自体調査会の調査お よび報告書は、分析も含めて示唆に富む.公益財団法 人東京市町村自治調査会編『市町村における公文書管 理方法に関する調査報告書』(2014 年)

https://www.tama-100.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=383&frmCd=2-5-11-0-0. また,問題が体系的に論じられたものとして,中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『地方公共団体における公文書管理制度の形成―現状と課題』公職研,2017,所収の諸論文は基本的な参照文献である.

7 この間,福岡共同公文書館からは、共同公文書館の現状や、過去のアンケート調査結果を始めとして、重要な基礎資料の提供を受けた。あらためて、福岡共同公文書館の皆様、特に、山崎義弘館長、古賀洋副館長、九家修児班長(いずれも当時)に厚く御礼申し上げます。なお、福岡共同公文書館については、以下の現場レポートがある。池田静香「福岡共同公文書館における所蔵資料の利用について」『国文学研究資料館紀要.

アーカイブズ研究篇』13,2017,p.181-189.また,今回のイベント開催について,ワンビシアーカイブズの青木祐一氏の助力,助言が不可欠であった.青木氏は,日本におけるアーカイブズ学研究・教育の草分けである学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の元助教で,現在は,ワンビシアーカイブズ社の専属アーキビストを努めておられる.

8 ここで、公文書管理法制定以後に刊行された関係の 研究文献について、いくつか列挙しておきたい、清水 惠枝「アーカイブズ学と地方自治体アーカイブズの研 究」『学習院大学人文科学論集』19, 2010, p. 201-221; 宇賀克也「地方公共団体の公文書管理」『国際文化研 修』71、2011、p.6-13:原口智洋「地方自治体におけ る電子公文書等の管理について 一埼玉県立文書館か ら考える現状と展望—」『埼玉県立文書館紀要』27, 2014, p. 1-20;加藤聖文「公文書管理制度の新しい可 能性 一市民の行政参加と地域再生一」『住民と自治』 642, 2016, p. 6-11; 勢一智子「情報公開からみる自治 体公文書管理制度 一持続可能な公文書管理体制の標 準装備に向けて一」『西南学院大学法学論集』50(2・3), 2018, p. 77-99; 古賀崇「政府・自治体の情報公開とア カウンタビリティ:「遡及的検証」の実現のために」『ア ーカイブズ学研究』29, 2018, p. 62-76. 加藤, 勢一お よび古賀論文は、本稿の趣旨と重なるところが多い. 9 参考. 「<札幌市公文書館開館特集号>」『札幌市公 文書館研究紀要』6,2014所収の諸論考を参照のこと。 また、桑原英明「札幌市における公文書管理」、『地方 公共団体における公文書管理制度の形成』前掲書, p. 115-140

¹⁰ ワークショップの詳細については,注1に掲げた『年報』の当該号に,コーディネーターの一人を務めた清原和之氏による報告機が掲載されている.あわせて参照のこと.p.21-22.

11 岡崎敦「アーカイブズ, アーカイブズ学とは何か」, 『九州大学附属図書館研究開発室年報』2011/2012, 2012, p. 1-10. http://hdl. handle. net/2324/24949;同 「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成 について」,『同上誌』1013/2014, 2014, p. 18-24. http://hdl. handle. net/2324/1470697;同「情報管理 専門職の人材養成問題:職務標準,メタ情報標準の動 向からみるアーキビストのミッション」,『同上誌』 2017/2018, 2018, p. 1-7.

http://hdl.handle.net/2324/1935823 . また,「公共空間」における適正な「資料管理」という問題系については,以下のものも参照. 岡崎敦「「資料と公共性」ー問題の所在と議論の背景ー」,神戸大学大学院人文学研究科倫理創成プロジェクト編『21 世紀倫理創成研究』12,2019,p.42-51;岡崎敦「資料と公共性 一なにが問題か一」;「オープンデータと大学 一問題の射程一」,岡崎敦編『資料と公共性 2018年度研究成果年次報告書』,2019,p.8-22,35-40

http://hdl. handle. net/2324/2230688



本著作の著作権は著者に帰属します。注があるものを除いて、本著作の内容物はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンスの下に提供されています。

https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja